

第 32 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 1 時 30 分～

会 場 山都公民館 多目的ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎	4 番 二瓶 崇
5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔	7 番 齋藤 澄子
8 番 山口 久人	9 番 木村富士男	10 番 武藤 常雄
11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則	13 番 小林千代松
14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸	17 番 庄司 英喜

4 本日の総会に欠席通告した委員

1 番 鈴木 隆 16 番 渡部 信夫

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 76 号 会務報告について

報告第 77 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 78 号 専決処分の承認を求めることについて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 175 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 176 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 177 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 178 号 現況確認証明申請について

議案第 179 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 180 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 181 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 小 林 孝 昭

次長兼農地係長 大 竹 秀 樹

農政係長 花 見 栄

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 富 塚 裕 成

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、何かとお忙しいところ、第32回農業委員会総会ということで大変ありがとうございます。また水稻の生育につきまして、分けつ期が始まっております。なお現在ですね、平年並みというようなことで8月5日から8月8日頃に出穂を迎えるというようなことになります。今後はですね、いもち病とそれからカメムシとそれぞれきめ細かな農作業にあたって、全量1等米となれるような対策をしていただければいいと思います。米の概算金というようなことで、25年産米は高値でありました。26年産の第1報が7月頭にJA全農鹿児島が2万500円と概算金が発表されました。今後は北上して九州、それから四国等と順次、8月下旬から9月上旬にかけて概算金の発表があるのかなと思われます。こちらには8月末から9月上旬にかけてJA全農福島から概算金の発表があると思われます。中を見ますと2割から3割ぐらい、概算金が安値かなというようなところで、皆さんにおかれましても、金額の動向には注視していただきたいと思います。後は、イランとアメリカの中東情勢についてです。60日間の停戦に関する覚書が交わされる状況にはなりましたが、依然としてホルムズ海峡が封鎖されたままとなっています。さらに、アメリカがF-16やF-35といった戦闘機を立て続けに追加派遣するなど、予断を許さない状況です。戦争が長引きますと、我々にも物価高騰等のしわ寄せが来ますので、一日でも早く終戦していただきたいと願っております。後、8月手前で非常に暑くなってきました。総会では報告3件、議案7件を予定しております。3時半から最適化推進委員を交えて全体会議を予定しております。暑いので、推進委員の方々を待たせることのないよう3時半から全体会議を開催できるよう皆様に御理解と御協力をお願い申しあげ、挨拶と介させていただきます。よろしくお願いいたします。

（開 会）

○議長

欠席委員は、1 番 鈴木隆委員、16番 渡部信夫委員であります。

なお、17番 庄司 英喜委員からは、午後 2 時30分に早退の申し出がありましたので、認めてまいりたいと思います。

定足数に達しておりますので、これより第32回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、

7 番 齋藤 澄子 委員、8 番 山口 久人 委員 を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第76号 会務報告について」、「報告第77号 農地法第18条第6 項の規定による通知について」「報告第78号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第76号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第77号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔11件を朗読、説明。〕

報告第78号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔8件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第78号 専決処分の承認を求めることについて、

No.1について、8番 山口 久人 委員より、

No.2について 6番 菅井 大輔 委員より、

No.3～4について、4番 二瓶 崇 委員より、

No.5について、12番 小沢 勝則 委員より、

No.6～7について、15番 佐藤 光伸 委員より、

No.8について、10番 武藤 常雄 委員より、

現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○8番 山口 久人 委員 委員

〔報告第78号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月17日（水）午前10時半頃、申請人の代理人である〇〇行政書士と大竹次長と木村委員と私で現地調査を行いました。地目上は田んぼなのですが、平成12年に倉庫を増築した際、敷地内の北側は農地であることを失念し、そのまま増築してしまいました。申請者が調査したところ農地の一部に倉庫が抵触していることが判明し、顛末書付きの申請となりました。当該地の分筆後の農地の部分は周辺農家が耕作しており、土地改良区の用水施設を利用しているため、本件による問題はないと判

断いたしました。

○6番 菅井 大輔 委員

〔報告第78号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月25日（木）午後3時、申請地において、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。出席者は所有者の代理人である〇〇行政書士、庄司主事、遠藤推進委員と私で行いました。申請地は譲渡人の〇〇株式会社の事務所より西に50m程離れた場所に位置しております。事務所敷地が手狭であったこと、資材置き場や駐車場等が不足していたことから、申請地を整地するものであります。申請地は30年以上耕作されておらず、13-1の農地については草刈りをして管理されておりましたが、13-2の農地については雑木が生い茂っている状態でしたので、御林地区の地域計画の変更も了承されたものです。また、土地改良区においても地区除外の了承が得られているとのこと。申請地は砂利で固めて整地するため、周辺農地への影響はないと判断いたしました。

○4番 二瓶 崇 委員 委員

〔報告第78号のNo.3～4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

No.3において、去る6月26日（金）午後2時より、立ち合いの出席者は所有者の〇〇さん、申請者の代理人である〇〇行政書士、瀧口推進委員と私、諏訪副主査で行いました。申請者の〇〇さんは遠方のため欠席でした。〇〇さんは〇〇さんの孫にあたり、〇〇さん所有地で飲食店の開業を予定し、申請地に駐車場、ドックランを整備する予定です。

農地の北側は素掘り側溝で水の流れがなく、現在も使用されておられません。また、周辺には農地がないため、問題ないと判断いたしました。

No.4において、去る6月26日（金）午後2時半より、事業計画者である株式会社〇〇の〇〇専務、〇〇行政書士、瀧口推進委員、私と諏訪副主査で現地調査を行いました。株式会社〇〇は建設業を営んでおり、車両置き場が手狭であり、駐車場や給油所等を建築する予定であります。増築後、土砂等が流出しないように、堰堤作りを行いまして、雨水は西側申請地から地下浸透し、東側申請地はコンクリート舗装により、西側

から傾斜をつけて水路に放流します。随所及び最下流の水は沈殿槽を設けて浄化水路に放流する予定であります。なお申請地の隣接地は農地が伴いますが、申請事業は十分注意を払い行うよう注意をしておきました。よって隣接地の今後の利用に影響はないと判断しました。

○12番 小沢 勝則 委員

〔報告第78号のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月25日午前9時半頃、申請人の〇〇さん、〇〇行政書士、佐藤主事、田中推進委員と私で現地調査に行ってきました。

申請地は県道一ノ木藤沢線から5m程の高低差がある場所です。現在住んでいる自宅の出入り口が急こう配で、79歳の高齢ということもあり、交通安全上危険で生活に支障をきたしておりました。配偶者は数年前に亡くなっており、現在一人暮らしで、特に雪の多い地域です。申請地を活用して新たになだらかな勾配の通路を建設したいとのこと。排水は自宅側を残す予定ですので、周辺農地に影響はないと判断しました。

○15番 佐藤 光伸 委員

〔報告第78号のNo.6～7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月29日（月）、事業計画者の〇〇株式会社、所有者の〇〇さん、耕作者の〇〇さん、武藤委員、事務局、私で現地調査に行ってきました。申請地の近くには東北電力ネットワーク株式会社の送電用の鉄塔が設置されております。建設から90年以上経過していることから、かなり劣化が進んでおりまして、経済性等を考え、建て替えとして申請地の近くに新たな鉄塔を設ける予定であります。電力の安定供給を行うために今回の申請に至った。建設工事は令和8年に完了し、令和9年から運用を始めますが、鉄塔用地以外は農地として活用することとしていることから、問題ないと判断しました。

○10番 武藤 常雄 委員

〔報告第78号のNo.8について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月29日（月）、事業計画者の〇〇さん、所有者の〇〇さんが施設入居中であるため、代理人の行政書士、佐藤委員、事務局が立ち合いの

元、現地調査を実施しました。申請地につきましては、〇〇さんの近くにある農地でありまして、駐車場が不足しているため、車庫建設用地として利用したいとのこと。自宅の周囲は傾斜地でありまして、他に適切な土地がなかったこと、申請地での耕作が20年以上なかったということでしたので、今回申請に至ったとのこと。今回の件については周囲に影響を及ぼすこともなく、適切に管理されるものと判断いたしました。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第76号から報告第78号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○14番 横山 敏光 委員

報告第77号No.1とNo.2について、令和8年3月31日に契約した土地を令和8年6月25日に返還となっており、圃場状態が悪いことが理由となっていますが、具体的にどのような圃場状態であったのか詳しく教えてください。

○事務局

解約する土地についてですが、終期更新の際、併せて新規案件として受付したものであります。借受者の株式会社〇〇聞き取りをしたところ、耕運から代掻きを行った際、田んぼに水を入れたところ、水が抜けてしまう状況であったとのこと。株式会社〇〇から所有者の〇〇さんに状況をお伝えして、解約したい旨も説明し、合意解約に至った。

○14番 横山 敏光 委員

耕作が難しかったということですが、今後、こうした事例は出てくるのではないかと思います。契約を締結する前にこうした問題は把握できるのではないかと思います。今後、こうしたことがないように注意して取り組

んでほしいと思います。

○13番 小林 千代松

報告第78号№.4について、今回の申請があった土地は合わせて10筆で面積としては3,500㎡ほどあります。土地利用計画図の面積を見ると今回の面積以上の面積が記載されておりますが、その差は何なのでしょう。

○事務局

土地利用計画の面積は既存施設の通路等も含まれた面積となっております。具体的に申し上げますと計画図の給油所及び洗車場、露天駐車場の②と③、雪捨て場が農振除外の対象としております。それ以外の利用項目については既存の施設となっております。土地利用計画図では併用地として関連する施設も含まれて作成していることから、申請された圃場の面積と等しくなるものではありませんでした。

○議長

他にございませんか。

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第76号から報告第78号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第76号から報告第78号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

それでは「議案第175号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました
所有権移転の

No.1については、18番 木戸 賢治 委員

No.2については、6番 菅井 大輔 委員

より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 18番 木戸 賢治 委員

〔所有権設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る7月2日午後1時半より、譲受人の〇〇さんのご自宅において、譲渡人〇〇さんと聞き取りを行い、その後、現地調査を行いました。

〇〇さんは両親が死亡したことにより令和7年9月に農地を相続しましたが、今後のことを考え、耕作管理をお願いしていた〇〇さんに相談したところ、〇〇さんは80歳を超え高齢ではあるものの、来年からは息子さんも営農されるということで、今後も継続した営農管理が可能であることから問題ないと判断したものであります。

○ 6番 菅井 大輔 委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る7月6日午前9時、申請地において双方の代理人である〇〇行政書士が立ち合いのもと、現地調査を行いました。亡くなれた譲渡人〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親戚関係にあり、今回の申請地においては、以前より〇〇さんが耕作していた農地が含まれております。

聞き取りの結果、移転後も同様に〇〇さんが継続して営農管理していくとのことであったことから、問題ないと判断したところであります。ありがとうございました。

それではここで、議案第175号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第175号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第175号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第176号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

次に、現地調査の報告であります。本案件については令和8年5月に開催した第30回総会において、「報告第72号 専決処分の承認を求める

ことについて」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○議長

それではここで、議案第176号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第176号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第176号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第177号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました。

権利設定及び所有権移転のNo.1について、9番 木村 富士男 委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、権利設定のNo.2については、令和8年5月に開催した第30回総会において、「報告第72号 専決処分の承認を求めることについて」で現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○ 9番 木村 富士男 委員

〔権利設定及び所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月29日（月）午前10時頃より双方の代理人である〇〇行政書士、山口委員と私、大竹次長により現地調査を行いました。申請地は〇〇の東側に位置しており、申請地を借受け、露天駐車場として整備したいとのことで、申請に至りました。今回の申請地の一部は5月の総会で転用の許可の承認を受けております。今回、追加で圃場を借受けることで、一体的に駐車場用地として利用することが出来ます。周囲に農地はございませんが、土砂流出を防ぐため、十分な締め固めを行い、勾配を付けて西側の側溝に流すようにします。汚水については駐車場のため、特段問題は有りません。これにより周辺農地への問題はないと判断しました。

農地法第5条移転、案件No.1について報告いたします。

去る6月29日（月）午前10時45分より双方の代理人である〇〇行政書士、山口委員と私、大竹次長で現地調査を行いました。今回の申請は28区画の大規模計画でございます。西側にはU歩道もあり、造成時にはU歩道にそって新しくブロックを積むとのことです。東側は住宅地となっており、南側には農地はございません。北側に農地は有りますが、広場を挟んでいるので、問題ありません。ただし、農地に土砂流入しないよう傾斜をつけ造成するとのことです。よって、今回の申請は問題ないと判断いたしました。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第177号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第177号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第177号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第178号 現況確認証明申請について」を議題とい
たします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、12番 小沢 勝則 委員より、現地調査の結果、並びに
補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 12番 小沢 勝則 委員

〔現況確認証明No.1 現地調査の結果並びに補足説明〕

去る6月25日（木）午前10時、申請人と〇〇行政書士が立ち合いの元、
佐藤主事と田中推進委員と現地調査を行いました。

申請地は山間部のため、整地が困難であることから、20年ほど前から耕作しておりませんでした。高齢もあり耕作しておらず、周辺地でも耕作している方はおりませんので、これにより非農地化がなされたものがあります。このため周辺農地の支障をきたすものもありませんでした。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第178号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第178号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第178号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第179号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔編入1件、農振除外8件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第179号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第179号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第179号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第180号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）34件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第180号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○6番 菅井 大輔 委員

一括方式のNo.1ですが、22haとかなり大きな面積となっております。このような面積で貸借となった理由や経緯等を教えてください。

○事務局

借受者から農業委員会に対して空いている農地がないのか斡旋依頼がありました。その中で、担当地区の推進委員が貸付者と調整を図り、借受者と直接現地調査をする等をしてまとまったため、貸借をすることとなりました。

○6番 菅井 大輔 委員

かなりの面積が増えたことから、畦畔管理等に不安があります。折を見て、借受者に対し指導する等を検討していただきたい。

○事務局

今回調整を図っていただいた推進委員とも連携しながら、対応していきたいと思います。

○13番 小林 千代松 委員

24ページの再転貸について、作物名が記載されておりませんが、水稻で間違いなかったでしょうか。

○事務局

間違いありません。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第180号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第180号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第181号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第181号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第181号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第181号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第32回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）15：15